

羽曳野市東日本大震災支援対策本部設置要綱

制 定 平成23年3月15日

最近改正 平成23年6月20日

(目的)

第1条 この要綱は平成23年3月11日に発生した東日本大震災に対する羽曳野市からの災害対策及び被災者支援を実施するため、羽曳野市東日本大震災支援対策本部（以下「対策本部」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

(対策本部所掌事務)

第2条 対策本部は、次の事務を所掌する。

- (1) 災害対策に関する情報の収集、共有及び提供に関すること。
- (2) 人員、物資その他の支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(構成等)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- (1) 本部長は市長をもって充てる。
- (2) 副本部長及び本部員は別紙の者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、代位順位は副市長（市長公室危機管理室を所掌する副市長を第1位とする。）及び教育長を第2位とする。

(災害支援体制)

第3条 対策本部の下部組織として、別紙のとおり災害支援体制を組織する。

2 災害支援体制に基づく部局は、本部員及び事務局の職員の指揮命令のもと、担当事務を司る。

(支援本部会議)

第4条 本部長は、第2条の事務を推進するため、必要に応じて本部長、副本部長及び本部員をもって組織する支援対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催することができる。

2 本部会議は、本部長が招集し、その会議の議長となる。

(事務局)

第5条 対策本部の事務局は、市長公室危機管理室に置く。

2 事務局は、次の事務を所掌する。

- (1) 総合的な情報集約と調整に関する事。
- (2) 備蓄物資の支援に関する事。
- (3) 職員派遣及びその準備に関する事
- (4) 総合的な市民からの相談及び対応に関する事。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。